解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十二日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

愛媛県四国中央市上柏町四八番地一

財団法人上柏公益会

代表清算人　高橋　内次

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年十二月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

宮城県栗原市栗駒文字葛峰一一番地八

社団法人文字学林愛護会

代表清算人　千葉　哲朗

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年一月二十日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

山形県西村山郡河北町谷地戊八二番地

河北町ひな市通り東土地区画整理組合

代表清算人　鈴木　一雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十七日開催の社員総会の決議により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

東京都港区南青山三丁目八番一四号　パークス青山ビル四〇一

特定非営利活動法人酒類業フォーラム

清算人　伊藤　嘉基

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十二月六日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

静岡県袋井市新屋一丁目一番地の一

袋井市春岡土地区画整理組合

清算人代表　鈴木　宏一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十二月六日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

静岡県袋井市新屋一丁目一番地の一

袋井市田原田園土地区画整理組合

清算人代表　名倉　清治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年一月二十四日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

静岡県藤枝市青木三丁目八番二〇号

藤枝市青木土地区画整理組合

清算人代表　戸塚　隆好

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

三重県多気郡大台町薗一八二番地

社団法人薗報徳社

代表清算人　疇地　徳男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

三重県多気郡大台町本田木屋一一六番地

社団法人本田木屋報徳社

代表清算人　小掠　友行

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月二十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

三重県多気郡大台町小切畑三八九番地

社団法人小切畑報徳社

代表清算人　水谷　清吾

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

三重県多気郡大台町清滝八五番地

社団法人清水報徳社

代表清算人　村田　克已

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月三十一日

京都市北区衣笠東開き町一八番地

特定非営利活動法人ムラモリ会

代表清算人　森下　直揮

公益信託熊日文化スポーツ基金第十九期決算公告

一、事業概要

熊本県民による文化、芸術、スポーツ等の各分野における活動の助成や人材の育成に対する助成。

二、財産目録　平成二十三年十月三十一日現在

資産合計　一四七万円

助成金・奨励金　七件

負債合計　一四、二二一、〇四六円

正味信託財産　一一四、二二一、〇四六円

平成二十四年一月三十一日

大阪市中央区北浜四丁目五番三三号

公益信託熊日文化スポーツ基金

受託者　住友信託銀行株式会社

配当公告

札幌市東区東苗穂一四条三丁目三〇番一号

破産者　株式会社中山製作所

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十二年（フ）第四〇四五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二一九、六二六、七三六円

一、配当をすることができる金額

金一六、七九四、六八四円

平成二十四年一月三十一日

札幌市中央区南一条西一一丁目三二七番地

一条ビル二階　破産管財人　朝倉　靖

配当公告

愛知県津島市大字日光字日光二六六五番地

破産者　吉原紡織株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第一二八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一、〇〇七、六一三、〇二五円

一、配当をすることのできる金額

金一二、四八二、五三〇円

平成二十四年一月三十一日

名古屋市中区丸の内二丁目一六番三〇号丸の内魚住ビル　破産管財人　竹内　裕美

会社設立のお知らせ

平成二十四年一月五日釧路地方法務局帯広支局にて設立登記を完了し株式会社藤澤電設がここに発足しましたので、お知らせします。

平成二十四年一月三十一日

北海道帯広市西一七条南五丁目二三番地八　株式会社藤澤電設

代表取締役　藤澤　隆博